

平成 28 年 9 月 6 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前 10 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦
健康福祉課長	川 畑 智

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細川 一元
富来病院事務長	高野 正
会計管理者(会計課長)	山口 勝好
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹内 伸二
議会事務局参事	村井 直
議会事務局主幹	宮川 信顕

(議事日程)

日程第 1 町長提出 議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号並びに町政一般(質疑、質問)

日程第 2 町長提出 議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号(委員会付託)

(開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 町長提出 議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号並びに町政一般(質疑、質問)

越後敏明議長 日程に入り、町長から提出のありました議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第 56 条第 1 項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第 9 条の規定により、

各議員の発言は、執行部側の答弁も含め概ね 30 分以内とします。

それでは、発言を許します。

2 番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。2 番 福田晃悦です。本日は、通告どおり 3 点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問です。町内保育園の今後の見通しについてです。

本町での平成 17 年の合併時には、公立保育所全体 10 園で 686 名の入所児童がおりましたが、その後も少子化が進み、平成 21 年度には 125 名減り 561 人まで入所児童が減少しました。また、1 園あたりの入所児童には大きなバラツキが発生し、町内各保育園では、20 名程度の小規模保育園、60 名程度の中規模保育園、さらには、100 名を超える大規模保育園となり、児童 1 人あたりの保育コストの差も問題となってきました。

さらには、平成 19 年度に堀松保育園を休止したのち、9 園となった公立保育園では、経年劣化に伴う施設及び設備の老朽化が進み、年々、施設維持に係るコストが増加することも予想されました。このことから、町では、平成 22 年度に志賀町保育所適正配置検討委員会を設置し、町内における保育所の統廃合の整備のあり方について検討を行い、町長に答申を提出、その結果、町では平成 25 年度から小規模保育園の統廃合を行い、公立保育園を現在の 5 園としました。

この本答申では、保育指針に沿った保育環境を提供するため、1 年齢あたりの児童数 15 名以上を適正規模とし、児童にとって、また運営上の観点から、小規模保育園を廃止・統合する。また、大規模保育園においても、民間の活力を取り入れ、さらなる保育サービスの充実を図るため指定管理者制度を導入するとされております。この答申どおりの適正規模を算出しますと、0 歳から 5 歳までの 6 年齢かける 15 名とした場合に、90 名以上が一保育園の適正規模ということになります。

しかし、現在、児童の多い順で、町外からの受託児童も含めてですが、高浜保育園が 126 名、民営の乳幼児保育園は 108 名、とぎ保育園が 106 名、土田保育園が 73 名、中甘田保育園が 62 名、志加浦保育園が 28 名となっております。また、指定管理者制度の導入も過去に見送られた経緯もあります。誰もが承知のとおり、

少子化の流れは緩やかにはできても増減の見込みを鑑みた場合、近い将来、保育園の再編は避けては通れないと考えます。地域に保育園や小学校がなくなってしまふという住民の不安も十分に理解できますが、現在の施設の老朽化や保育士の確保といった点からも、今後の再編も視野に入れるべき時期が来たのではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次の質問です。下水道料金の平準化についてです。

旧富来町と旧志賀町の間で、合併時に策定された合併協定内項目、下水道関係について、使用料・分担金を、平成 28 年度を目途に富来町の例により調整するとされております。つまり、金額を富来地域の料金に合わせて均一化することです。ちなみに、現行の使用料、すなわち下水道料金は、志賀地区は基本料金 10 立米まで 1,000 円、超過料金 1 立米あたり 100 円から 120 円に対し、富来地区は基本料金 1,500 円、超過料金 150 円と 1.5 倍の差があります。参考までにですが、近隣市町の下水道料金は、羽咋市は基本料 1,620 円、超過料金 178 円、七尾市基本料金 500 円、超過料金 100 円から 180 円、中能登町基本料金 1,404 円、超過料金 129.6 円、穴水町基本料金 1,944 円、超過料金が 194 円、宝達志水町が基本料金 2,484 円、超過料金 248.4 円となっております。

合併後の地域格差の是正や受益者負担の見直しが目的ですが、取り分け、本件については、志賀地域の住民にとって生活に直接負担増となります。昨年、合併 10 周年を迎えましたが、住民理解をもとに、住民サービスの平準化を行っていくべきと考えますが、今後の見通しをお聞かせください。

最後の質問です。給付型、減免型奨学金制度についてです。

地元で就職した学生は奨学金の返還を免除します、Uターン就職した若者の奨学金の返済をこのような制度を設け、自治体が助ける動きが広がっております。背景には、人口減に悩む自治体が若者を地元呼び込み、地域活性化につなげたいという狙いがあります。若者が職を離れづらくなるという恐れもありますが、今後も続く負担の悩みを和らげる効果も見込めます。

奨学金を利用する学生の割合は、年々上昇し、最近では 2 人に 1 人が奨学金に頼っており、授業料が高騰する反面、経済の長期低迷で、家庭の平均収入が減少してきたところから、卒業後に返済に苦しむ人が多く、給付型奨学金の制度化を求める声が高まっております。県内では、能登町が来年度から、町内の中学校を

卒業し、能登高校に進学した成績優秀者に、返済の必要がない給付型奨学金制度を創設する予定とのことだそうです。能登町で唯一の高校を存続させるため、優秀な人材が町外に流出するのを防ぎ、同校の学力向上につなげ、また、同校から国公立大学に合格した生徒への経済支援も今後検討するとのことでした。

新潟県十日町市では、昨年からは、市内の中小企業などで働く若者に対し、奨学金の返済を5年間、最大で年12万円まで補助を開始しました。若者の奨学金返済を手助けし、人手確保が難しい地域企業とのマッチングを図るのが狙いであり、現在は7人が補助を受けているとのことでした。

また、香川県でも2012年度に、学生の地元定着を狙って同様の制度が創設されました。奨学金を受ける条件は、1 保護者らが県内に居住、2 保護者らの所得が県の定める基準額以下、3 高校の成績が5段階評定中3.5以上などで、大学に在学中は、月額3万から13万2,000円を貸与されます。そして卒業後、学生が県内で就職し3年間働くなどした場合、貸付金額の月額のうち1万5,000円または2万5,000円の返還が免除されております。

同県高松市出身の22歳の男性大学生は、奨学金を使って東京の私立大学に通い、東京の大手家電メーカーなど数社の内定を得ておりましたが、本制度の後押しもあり、地元の銀行に就職しました。この学生は、東京での就職を希望しておりましたが、兄弟3人とも大学に入った家計を支援し、将来祖父母ら家族に何かあったときに、近くにいて支えたいと考え直したそうです。大学2年生のときから借りた奨学金は230万円で、減免額は54万円、今は、毎月5万円を家に入れているとのことでありました。

また、文部科学省でも、大学生らを対象にした返済の必要がない給付型奨学金の創設に向けて制度設計の検討を進めているとのことでした。給付型奨学金の導入は2018年度の進学者から給付開始を目指しており、年末の予算編成で、予算規模や対象人数などの結論が出る見通しであります。ただ、給付型奨学金の実現に向けては、いくつかの大きな課題があり、第一に財源確保、その他、対象者の選定などが挙げられますが、まずは改革に向けての第一歩を踏み出すことが肝心と考えます。

本町においても、能登中核工業団地が立地し、新たに進出増設の企業が相次ぐ中、肝心の働き手が不足しているという現状も踏まえ、地域に戻るといふ強い後

押しとなるこの制度について検討すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。以上で私の質問を終わります。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。まず、町内保育園の今後の見通しについてであります。

本町では、平成 22 年 6 月に、志賀町保育所適正配置検討委員会を設置し、保育所行政のあるべき方向性について審議がなされ、同年 9 月に答申をいただきました。その答申では、児童にとって、また運営上の観点から、本町における保育所の適正数として、公立・私立合わせて 6 か所を目途に、1 年齢あたりの児童数 15 名以上を適正規模とし、小規模保育園を廃止・統合するとの方向性が示されました。これを受け、町では、平成 25 年度に加茂、下甘田、上熊野保育園の 3 園を、26 年度にはますほ保育園を休止し、9 園あった公立保育園を現在の 5 園に再編しました。

しかしながら、公立保育所の入所児童数は、合併時の平成 17 年度末の 686 人から、編成した平成 25 年度には 444 人、さらには、本年 8 月 1 日現在では 395 人まで減少し、一段と少子化が進行しており、将来人口の推計を見ましても、さらなる児童数の減少は、避けて通れない状況となっております。また、議員ご指摘のとおり、現在運営している保育所には、昭和 50 年代に建設した施設もあり、経年劣化に伴う老朽化や設備不良など、維持管理費用が増加している状況にあります。さらには、直ちに保育所運営に支障を来すことはないとはいえ、保育士の確保、補充が思うようにならない現状であります。

町としては、このようなことを踏まえ、年度内に保育所の適正配置を検討する委員会を再度設置し、今後の本町における保育所の適正数を含め、保育行政のあるべき方向性を検討していきたいと考えております。

次に、下水道料金の平準化についてであります。

下水道料金については、合併当時、議員代表と有識者で組織された合併協議会で協議がなされ、旧町の町長が調印した合併協定書において、料金を統一することが規定されております。内容は、町内すべての下水道整備が完了する年度の翌年度にあたる、平成 28 年度を目途に、旧富来町の例により調整するとされてお

りましたが、整備が2年遅れとなっている状況を踏まえ、料金改定も2年先送りし、平成30年度から改定する予定としております。

この改定により、富来地域の料金は変わりませんが、志賀地域の料金は、例えば一般家庭の平均、1か月あたり24立方メートル使用した場合、現在の2,052円が3,888円となり、1か月あたり1,836円の値上げとなります。また、新たに下水道に接続する場合の受益者負担金は、現在の1口あたり20万円から30万円となります。このように、下水道料金が改定となることから、町としては、平成30年度に向けて、広報しかや各種会合など様々な機会を捉えて、町民の皆様への説明と広報活動を行い、理解を求めていきたいと考えております。

次に、給付型奨学金制度についてであります。

近年、給付型奨学金の導入が検討されている背景には、2つの大きな課題があると思っております。1点目は、昨今の非正規雇用の増加などで収入が安定しない中で、奨学金を借りた学生が卒業した途端に借金を背負うということと、2点目は、地方から都市部に進学した学生が就職時に給与の高い都市部に留まり、地方の人口減少が加速し、地域の活性化が失われていくということであります。ご質問にありました香川県の例などは、この2点の課題について、複合的に対応するため、奨学金の返済の一部を助成し、地元への就職につなげるというもので、全国的に制度導入の動きが加速しております。

こうした中、国では、給付型奨学金について、来年度予算編成の中で実現させていきたいとの安倍首相の発言を受け、文部科学省では、経済的に困窮する学生等に対して、修学に必要な支援をするため、具体的な制度設計の議論を始め、平成30年度の入学者から給付を目指すとしています。

町としては、給付型奨学金については、国の制度内容や県の動向を注視しながら対応していきます。さらには、地元への就職者に対し、町独自の奨励金制度を創設するなど、若者の定住、人口流出防止に向けた新たな施策を検討していきたいと考えております。以上、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

越後敏明議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

おはようございます。私のほうからは、大きく2点について質問していきます。

第1点目は、TPPについての3項目についての認識を問うものです。

この秋の国会で、TPPの批准が審議される方向です。TPPに関しては、多くの問題点が各方面から指摘され、訴訟にもなっています。また、あのアメリカでも、大統領候補2氏がTPP反対を明言しています。雇用を減らし、賃金を下げるすべての貿易協定を止めるというものです。TPP協定の合意文書によれば、署名から2年以内、2018年2月3日までに12か国のうち6か国、GDPの85パーセント以上の国の批准ができなければ発効できないということになっているそうです。アメリカがTPP反対とっている現状です。批准できない状況が長引けば、その間にTPPの真実の内容が国民に明らかにされていきます。まな板の上にのせた魚は、時間が経てば経つほど臭くなってきて、とてもではないが食べることができなくなるでしょう、とアメリカではTPPに反対してきた消費団体の人が言っています。

付属する文章まで含めれば6,300ページにも及ぶ協定書であり、日本では先の国会で、海苔弁当と揶揄されました。アメリカや他の国では、国会議員にも協定書等は公開されています。日本では残念ながら未公開で、海苔弁当では議論のしようがありません。それでも、この協定書を手分けして翻訳し、全容の解明に取り組んでいる元国会議員や弁護士、大学教授、市民研究所等の皆さんの努力下、協定書の中身が少しずつ明らかになってきています。問題点は多いわけですが、ここでは3点に絞り、町としての認識を問うものです。

最初に、1番目に、入札に関してであります。

日本では、TPP参加国12か国の中で、最も広範に公共事業を開放しており、これまでより小さな金額の公共事業も英文で入札にかけなければならないこととなります。政府の文章でも、小さな市町村では負担が重くなると予測しています。更に、事業の入札に当たっては、地元企業を優先にといった配慮は通用しなくなります。すべての入札について、英語で入札書類を作ることは果たして可能なことでしょうか。また、地元企業への配慮が許されない事態となれば、地方の中小企業は軒並みに厳しい現実に立たされてしまいます。町は発注工事入札に対して、どの程度の認識をしているのか、まずお尋ねします。

2番目に、遺伝子組み替え食品についてであります。

これまでは、スーパー等の食品売り場では、豆腐などでは、遺伝子組み換えで

ない大豆使用と表示されています。このTPPが批准されると、遺伝子組み換えであることも表示できなくなり、消費者は選択の余地がなくなります。遺伝子組み換え食品は、EUやロシア、中国でも禁止しています。TPPが批准されると、遺伝子組み換えによる農産物等は、際限なく輸入されてしまいます。遺伝子組み換えによる小麦やトウモロコシ、或いは、鮭といったものまであり、遺伝子組み換えでないを表示することを、アメリカは禁止すると提案してきています。また、添加物や残留農薬もアメリカ基準にするといっています。

遺伝子組み換えの食品は、長い間食べ続けられればひとの体に害を及ぼすことを、フランスのカン大学チームが、マウス 200 匹を使った実験で証明しています。となると、最終的にはがん患者が増えることになり、医療費の増となります。医療費の増加は避けられない事態となります。これは、残念ながらTPPに参加する限り避けられません。この点についての認識はどんなものでしょうか。

3 番目に、地産地消についてであります。

志賀町でも、学校給食に地元農協、漁協や生産者の協力を得て、地産地消に取り組んでおり、今後も地産地消 30 パーセントを年間目標とし、年間を通じて安定した給食供給食材の確保が必要との方向性を出しています。これもTPPが批准されると、自由貿易を阻害するということできなくなります。

地産地消を巡っては、よく韓国のアメリカとのFTA、自由貿易協定が引き合いに出されます。かつて、韓国のソウル市では、市内の学校給食に遺伝子組み換え食品を使わない学校給食条例が廃止されました。これは、アメリカ産を不当に差別するとして、ISDS条項で訴えられそうになり、訴訟費用はかかる上に、どうせ裁判に負けるのだから、先に要求を呑んだ方がましだということになり、廃止されたといっています。

地産地消政策すら訴訟沙汰となります。地域の産業を振興させるために何かをやろうとするとアメリカ差別ということになれば、地方自治の根幹を大きく揺さぶる。このような事態になりかねないのがTPPなのですが、町長の認識をお聞きします。

2 番目に、今年の人権週間の取り組みについてお聞きします。

相模原の障がい者施設での 19 人の殺傷事件は、衝撃的な事件でした。様々な角度からの分析とアプローチが必要ですし、また、されていますが、全面的な真

相究明はこれからのようです。犠牲者 19 人の名前が発表されないのは、されな
いだけの理由があります。

全盲の福島東大教授は、指点字の通訳を介しての取材に、それぞれの家族と人
生があったはずなのに性別と年齢しかわからない。せめて花だけでも違う種類を
供えたかった、と述べています。また、障がい者が生きていける社会がみんなに
とって生きやすい社会だ、と訴えている人もいます。社会の見えない差別と無関
心が事件の背景にあるのではないか。これを取り除くには何が必要か、という外
国特派員協会の記者の問いかけに、日本障害者協議会の藤井代表は、教育の力に
まつところが大きい。しかし、これは人権問題で云々、と答えています。質疑の
詳細は、日本障害者協議会のホームページに譲りますが、今回の事件は極めて重
い問いかけを、行政や私たちに投げかけていると思います。

さて、今年も 12 月には、人権週間があるわけですが、今回の事件を脇に置い
ての人権週間の取り組みは考えられないと思います。志賀町として、これまでの
人権問題の啓発活動はどのような活動をしてきたのか。また、今年の人権週間に
は、町としての独自の取り組みは考えているのかお尋ねします。以上をもちまし
て、私の質問を終わります。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。まず、T P P の認識についてであり
ます。

T P P については、本年 2 月 4 日に、交渉参加 12 か国が協定文に署名し、現
在、各国では議会の承認手続きに入っているところであります。我が国では、3
月 8 日に、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する
法律案が国会に提出されましたが、現在、継続審議となっており、9 月下旬に召
集予定の臨時国会で審議されるようであります。このことから、町といたしまし
ては、国会での審議を注視していきたいと考えておりますが、ご質問に関して、
現時点での T P P に係る認識についてお答えをいたします。

はじめに、入札についてであります。

日本は、W T O 政府調達協定に加盟しており、すでに、国や都道府県・政令指
定都市による一定額以上の公共事業等については、外国企業も日本企業と同じ条

件で参入できるようになっております。本年6月に公表された、内閣官房TPP政府対策本部の資料によると、日本の約束内容は、すでに、日本がWTO政府調達協定において約束しているものとほぼ同じであり、現行の国内の調達制度を変更したり、政令指定都市以外の市町村等の新たな市場を外国企業に開放したりするものではないとされております。

従いまして、TPP協定により、外国企業が、現状よりさらに日本の公共事業に参入しやすくなるわけではないと考えられ、ご質問にありました、英語での入札書類の作成などについては、必要がないものと認識しております。

次に、遺伝子組み換え食品についてであります。

TPP協定には、遺伝子組み換え農産品を含む現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関する規定があることから、ご質問のような懸念をお持ちなのかもしれません。国の資料によると、この規定は、締約国に対し、自国の領域において、現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令、及び政策を採用し、または修正することを求めるものではないと明記されております。

従いまして、遺伝子組み換え食品の安全性審査の基準を緩めたり、新たに輸入を認めたりすることが、TPP協定によって求められているわけではないことから、遺伝子組み換えによる農産物が、際限なく輸入されるといったことはないものと認識しております。

次に、地産地消についてであります。

国の資料によると、TPP協定の政府調達の規律の対象は、都道府県と政令指定都市に限られ、食料提供サービスの調達に関しては、規律の対象外とされております。都道府県及び政令指定都市が、食料提供サービスを調達する形ではなく、自ら食材自体を購入する場合であっても、一度に調達する食材の金額が一定額以上となるもののみが、TPP協定の規律の対象となりますが、この基準については、我が国の締結済みWTO政府調達協定と変わるものではないとされており、堂下議員が懸念されているような事態にはならないものと認識をしております。いずれにいたしましても、TPPにつきましても、国政の場でしっかりと検証し、十分に議論されるべきものであると考えております。

続いて、人権問題についてであります。

神奈川県相模原市の障がい者施設で起きた殺傷事件は、障がいを抱え、体が不自由な方々を標的とした、許されざる行為であり、強い憤りを感じております。犠牲となられた 19 名の方々のご冥福と、負傷された方々の一日も早い回復を心からお祈りを申し上げます。

このような悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発を推進していかねばならないと考えております。町としても、学校や家庭、生涯学習の場などを通じ、一層の学習機会の充実を図っていきたいと考えております。以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。なお、人権問題についての具体的な取り組みについては、教育長から答弁させますので、よろしく願いをいたします。

越後敏明議長 守田教育長。

守田廣三教育長 はい、議長。

堂下議員の人権問題についてのご質問にお答えします。

相模原市の障がい者施設での殺傷事件は、その凄惨さと背景を考えたときに、大変な衝撃を受けました。亡くなられた皆様のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。今回の事件は、家族の想いもあり、匿名発表になったようですが、人権問題は、国民すべてに関わる問題であり、人権意識を高めるためには、学校・家庭・職場・地域など、学校教育や生涯学習を通じて、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、人権に関する教育・啓発事業を実施することが重要であると考えております。

本町では、人権問題に関する啓発活動として、法務局や人権擁護委員等と連携し、子ども達に思いやりのある豊かな心を持ってもらうため、いじめやスマートフォンを題材にした小中学校での人権教室や人権の花運動などを開催しております。また、12 月の人権週間においては、本町独自の志賀町人権啓発チラシを作成し、志賀・富来両中学校の全校生徒へのチラシ配付や人権擁護委員とともに、街頭啓発活動を実施しております。

同様に、志賀町心の教育推進大会においても、来場者にチラシを配付したり、家族の日、家族の週間に併せて、わが家のふれあいアルバムを展示し、家族や地域の大切さの啓発活動を行っております。また、文化祭においては、DV防止のパープルリボン、児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーンも実施しており、

さらに、今年は、県の協力をいただき、男女共同参画推進事業の啓発講座を計画しております。今後も、関係機関と連携して、町民が生涯のあらゆる機会を通じて学習することができるよう、教育、啓発事業の充実を図り、創意工夫を凝らした人権教育を推進していきます。以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

越後敏明議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

若干、再質問をさせていただきます。

T P Pに関してでありますけれども、町長の答弁にありましたけれども、私が懸念しているような事態にならないければいいと思っておりますけれども、残念ながら、例えば、遺伝子組み替え食品に対しましても、我々が読んだ文、或いは、聞いた話は、本当に、アメリカが交渉とは別の場で、遺伝子組み換えに関しては、入れていくということも公言している、大きなニュースとなっております。

それと、公共事業に対しましても、いろんな見直しがかかってきますんで、その都度、拡大される危険は大いにあると思っておりますんで、これは一旦、そういう形で取り入れられますと、取り返しがつかないということになりますんで、秋の国会で決まるかどうかはわかりませんが、最大限の注意と関心を払っていただきたいと思っております。

人権教育につきましては、人権教育と人権週間、関連してきますけれども、子ども達のことについては、よくわかりましたし、そのとおりだと思いますけど、いろんな意味で、どちらかと言いますと、学校の子ども達よりも大人に対する、いろんな啓発活動のほうが、より重要になってくるかと思っております。そのへんの方面の取り組みも、もしありましたら。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、T P Pについての再質問でありますけれども、これからも、しっかりと国政の場で十分に議論されるものと考えておりますので、町としてもその動向に注視をしていきたいと考えております。また、人権問題についてでありますけれども、先ほども言いましたけれども、生涯学習などの場を通じてですね、一層の学

習機会の充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

越後敏明議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

おはようございます。日本共産党の中谷松助です。まず初めに、一連の台風によります被災地の皆様に、心からのお見舞いを申し上げるものであります。同時に、本町におきましても、より一層の防災、減災に努めることの重大さを痛感いたします。

そこで、私の最初の質問は、日本の原発の再稼働についてであります。

6月21日、アメリカ・カルフォルニア州の電力会社PG&Eは、太平洋沿岸にあるディアブロキャニオン原発を、周辺に活断層があるため、2025年までに操業停止するとの報道発表がありました。一方、我が国では、毎日のように地震が起こっている最中、鹿児島県川内原発1・2号機、愛媛県伊方原発3号機が再稼働を続けています。

ご承知のように、東日本大震災で、福島原発などの原発が、地震と津波で破壊されました。川内原発は、周辺に桜島、霧島、雲仙、阿蘇などの大きな火山が集中しており、地震や火山噴火による被害がとりわけ懸念される原発です。今年4月以降、熊本や大分を中心に大きな地震があり、8月31日にもありました。その地震を起こしている活断層の延長線上に立地しています。伊方原発も、すぐそばを、国内最大の活断層と言われる本州から九州まで続く中央構造線断層帯が走っています。いつ大地震が起きるかわかりません。この春以来の九州地方の連続地震で、周辺の地震活動の活発化が懸念されます。

そのような世界有数の火山と地震の大国に、元々、未完成の技術の原発を建設、稼働することは、東京電力福島原発事故が証明したように、計り知れない甚大な被害を及ぼすことは明白です。能登地方でも8月20日に地震がありましたが、志賀原発立地町民として、黙って見ているわけにはいきません。町民の命と暮らしを守る責任から、このような住民、国民の不安を踏みにじった日本の原発の再稼働は、絶対に許されないと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、介護保険サービス見直しについての見通しについてであります。

安倍政権は、参議院選挙では焦点隠しの手法で、やり過ごしてきた様々な問題

をだまし討ちで次々と具体化をしてきています。国民多数の反対を押し切ったの四国電力伊方原発の再稼働、安保法制、いわゆる戦争法の問題では、戦後初めて、殺し殺される深刻な事態につながる南スーダンのPKOに、11月から派兵予定の自衛隊部隊に、駆けつけ警護など新任務の訓練開始の決定、テロ対策を口実にした共謀罪、また、自民党改憲案をベースに緊急事態条項を含む改憲に向けた動き、沖縄辺野古米軍新基地建設、東村高江のヘリパット工事再開への動きや、アメリカの大統領候補2人とも反対しているTPPの強行突破への動きなどがあります。

そして、社会保障の改悪では、すでに国は、介護保険制度の見直しで、昨年度から3か年計画で、要支援1・2の方に対する入浴、掃除、買い物、調理などの生活援助サービス等を介護保険給付から外し、自治体の裁量と予算で行う地域支援事業に移行するとしています。

本町でも具体化が進められているところですが、この見直しによって今後のサービスはどうなるのかと利用者から不安の声があがっています。生活援助等は、単なる家事援助ではありません。ヘルパーと利用者の共同を通じた自立支援です。室内の散らかり状況から高齢者の体調を判断したり、好みの変化から認知症の症状を把握したり、定期的な入浴で生活リズムと健康維持がなされたり、ヘルパーの専門性が求められます。専門でない人の支援になれば、高齢者の微妙な変化を見逃す危険があります。

早期対応の遅れは高齢者の重症化を進める結果にしかならず、自立支援に逆行することになります。今までどおり、安心・安全なサービスが、長期間安定して受けられるようになるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、国道249号線富来生神トンネル内の安全確保についてであります。

8月26日にも交通事故が発生しましたが、国道249号線富来生神トンネル内は、危険がいつぱいのトンネルとなっています。真夏でも路面は濡れ、壁面は塗色がなく、照明は中央部は片側50メートルに1個の明かりで、暗いものです。また、路面コンクリート継目は欠損しており、ハンドルを取られる原因となります。また、道路端と歩道が接近していて、白線や塗色も見えず、歩道縁石に乗り上がる懸念があります。曲線部においても左右の勾配に無理はないのかなど、命にかかわる安全面の不備について、早急に検証、検討の上、抜本的な対策を講ず

るよう、県、国に求めていただきたいと思います。

最後に、本町スポーツ施設の利用貸し方についてであります。

リオオリンピックの興奮も冷めやらぬ中、明日7日から始まるリオパラリンピック、そのリオパラリンピックと2014年ソチ冬季大会の代表選手を対象とした調査で、5人に1人がスポーツ施設の利用を断られたり、利用に条件を付けられたりした経験があり、代表選手でも、今なお練習環境に壁がある現状が浮かんできたショッキングな報告がありました。2割の選手が、利用を断られるなどの経験があり、車椅子バスケットボールや車椅子ラグビーの選手が、体育館の床に傷が着くと敬遠されたり、テニスコートや陸上のトラックでも同様の例があったと、視覚障害者や知的障害の選手が、危ないと断られたケースもあったということです。

関係協会では、トップアスリートがこの状態なら、初めて競技をやろうとする人にとっては、どれだけハードルが高いただろうと案じているとのこと。そういった中、本町内グラウンドや体育館等の利用貸し方状況は、障害者に対して、どう対応されているのでしょうか。本町では、すべての方々に大きく門戸を開けて、逆に、大いに使っていただくことを勧めているという認識でよろしいでしょうか、ということをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、国内原発の再稼働についてであります。

国では、福島第一原子力発電所の事故の教訓や、国内外の専門家からの指摘を踏まえ、原子力発電所における地震や津波等の大規模な自然災害の対応、火災や停電等への耐久力、緊急時対策所などの支援機能の確保等、安全、防護対策を大幅に強化した新規制基準を、平成25年7月に施行しました。現在、国内の原子力発電所において、数基が再稼働しておりますが、この新規制基準に基づき、原子力規制委員会での審査を経て、再稼働の可否が判断されたものであります。

なお、志賀原発につきましては、6月10日に、2年ぶりに新規制基準への適合性審査が再開され、規制委員会から求められた追加データを含めた地質や地質

構造について、北陸電力が原子力規制庁のヒアリングを受けたとの報道もあり、次回の会合も、敷地内破砕帯の活動性の有無について、先行して審議されるようであります。町としては、引き続き、その動向を注視していきたいと考えております。

次に、介護サービス見直しについての見通しについてであります。

今回の介護保険制度の改正は、状態が比較的軽度である、要支援1・2の方に対するサービス等を市町村に移すものであり、本町では、昨年度より、高齢者の在宅生活での支援体制を確立するため、志賀町生活支援体制整備協議会を立ち上げ、検討を進めているところであります。本町における要支援者1・2の状況を見ると、掃除やゴミ出し、洗濯、調理といった家事援助的な支援が多く、専門的な支援を必要とする認知症や精神疾患のある方などは、少数であるとの報告を受けております。

この状況から、家事援助的な支援については、町が行う介護研修を受講したボランティア等の新たな人材が担うことで、専門職は、本来の身体介護や専門的知識を必要とする生活支援を中心に取り組むことが可能となります。また、既存の介護事業所による専門的なサービスに加えて、身近に住むボランティアの方々が、ゴミ出し等の簡易な生活支援サービスを提供することは、地域における人と人とのつながりや支え合いの体制づくりにつながるもので、住み慣れた地域で安心して暮らすことが期待されるものであります。

今後は、専門職だけでは、地域を支えることが難しくなってくるのが想定されることから、町としては、今年度中に、NPOやボランティア、民間事業者など専門職以外の新しい担い手を地域の中で見つけ出し、多様な主体による多様なサービスを提供することで、持続可能な支援体制を確立していきたいと考えております。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、教育長並びに担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしくお願いいたします。

越後敏明議長 守田教育長。

守田廣三教育長 はい、議長。

中谷議員の本町スポーツ施設の利用貸し方についてのご質問にお答えいたします。

今回のリオ、さらに4年後の東京オリンピック・パラリンピック開催により、日本全体がスポーツに対し、関心が高まっているところであり、日本人選手の活躍を心より期待するものであります。

さて、本町の体育施設の障害者団体による利用は、町主催の福祉イベントやグラウンドゴルフ大会などで、総合体育館やニュースポーツの丘が利用されています。また、本年7月に開催された志賀町陸上記録会では、七尾特別支援学校の児童生徒約10名が陸上競技場を利用しました。このように本町では、障害の有無に関わらず、体育施設を開放しておりますので、今後も大いに利用していただきたいと思っております。

さらに、本町のスポーツ推進委員は、昨年からは、障害者を含めたニュースポーツの研修を重ねており、今後は、施設利用を含め、障害者スポーツの普及を図っていきたくと考えております。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

越後敏明議長 細川まち整備課長。

細川一元まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の国道249号線富来生神トンネル内の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

県では、平成24年12月、中央自動車道笹子トンネルで発生した天井板落下事故を教訓に、平成25年度より、道路施設長寿命化対策事業に着手し、老朽化しているトンネルの補修・補強工事を順次進めているところであります。今回、国道249号富来生神トンネルについて、県に確認したところ、本年4月から7月にかけて、コンクリート補強工事を実施しており、今月より、漏水対策工事に着手し、10月末までに完了する見込みであるとの回答を得ております。

また、トンネル内の照明については、平成25年度にLED照明に更新されており、設置間隔については、国の定める基準どおり設置されています。トンネル内には、点いている照明と消えている照明がありますが、基本的には、入口照明と基本照明の2種類があります。入口照明は、昼間、運転者がトンネルに接近する際に生じる急激な明るさの変化と、トンネルに進入した直後の眼の順応の遅れを緩和するため、外に近い所を明るくしています。

基本照明は、トンネル全体に等間隔に設置されていますが、中に行くに従って、

徐々に灯数を減らし、真ん中あたりでは、運転者の目が暗さに慣れることから、制限速度や換気状態などの条件に合わせて、最小限の照明とする設計になっております。また、夜間は、昼間より明るさを感じるため、半分消灯しています。路肩の幅員については、道路構造令のトンネルにおける基準を満たしているとのこととであります。

町としては、国道 249 号は、本町の重要な幹線道路であると認識しており、今後とも県に対し、適正な維持管理、修繕を要望していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

越後敏明議長 1 番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

ご答弁に対する感想にもなりますけれども、まず原発に関してですけれども、高レベルな放射性廃棄物の処理が何万年もかかるような原発は、この地震、火山国においては、なおのこと、絶対にあってはならないと思います。

次に、249 号線生神トンネルについてですけれども、いつも通勤に通っておられる方が言っています。夏でもハンドルをとられる、そして、ある方が言っておられましたが、その人のご親戚の県外の方があのトンネルを通過して、私もいろいろトンネルを通過していますが、あのトンネルが一番怖いトンネルだったと、二度と通りたくないと言っておられたそうです。本町は観光地としても売り出しているわけですが、本当に如何なものかと思います。今後とも、どうかいろんな面で、町でも検証させていただいて、引き続き、県、国に抜本的対策を求めていただきたいと思っております。

そして、次に、パラリンピックでもですね、本町からまたと言いますか、メダリストが誕生するような町であってほしいという思いをもっています。以上、感想になりますが、私の再質問とさせていただきます。ありがとうございました。

越後敏明議長 中谷議員、答弁を求めますか。

中谷松助議員 いいです。

越後敏明議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第 2 町長提出 議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号（委員会付託）

越後敏明議長 次に、町長提出 議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号を、お手元に配付の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

(休 会)

越後敏明議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明 7 日から 14 日までの 8 日間は、休会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、明 7 日から 14 日までの 8 日間は、休会することに決しました。

次回は、9 月 15 日、午後 2 時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 11 時 06 分 散会)